

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6

(歯科点数表第2章9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術

令和6年1月1日～令和6年12月31日の1年間に当院で実施した当該手術件数

手術の区分・項番			手術件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	4
	イ	黄斑下手術等	37
	ウ	鼓室形成手術等	3
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
区分2	ア	靭帯断裂形成手術等	6
	イ	水頭症手術等	0
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	28
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	11
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3	ア	上顎骨形成術等	0
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	1
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	1
	キ	同種死体腎移植術等	56
区分4	-	胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	258
その他	ア	人工関節置換術	55
	イ	乳児外科施設基準対象手術（1歳未満の乳児に対して行うもの）	6
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	2
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	1
	オ	経皮的冠動脈形成術	37
		1. 急性心筋梗塞に対するもの	0
		2. 不安定狭心症に対するもの	4
		3. その他のもの	33
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0
		経皮的冠動脈ステント留置術	94
		1. 急性心筋梗塞に対するもの	6
	2. 不安定狭心症に対するもの	7	
	3. その他のもの	81	

令和7年1月



JCHO仙台病院